

社会保険庁の組織の在り方についての論点

平成 16 年 12 月 9 日

社会保険庁

1. 社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素

少子高齢化の進展の中で、国民の信頼の下、将来にわたり持続可能性を確保すること。（破綻は許されない）

国民全てによる支え合いの仕組みが確保されること。

国民の視点に立った質の高いサービスが提供できること。

年金については、全国民を対象に、一元的、超長期的に被保険者情報を管理できること。

政府管掌健康保険については、健康保険組合や共済組合の加入者以外の全ての被用者の受け皿としての機能が確保されること。

被保険者情報の保護の徹底が図られること。

保険料の強制徴収、滞納処分等の公権的な行為を迅速・確実に行えること。

効率的・効果的に業務を行えること。

2. 効率的・効果的な組織の徹底

(1) 基本的な考え方

運営主体がどのように変わろうと、効率的・効果的な組織であることを徹底することが必要。

今後も、高齢化の進展に伴い、年金裁定請求、年金相談等の業務量の増加が見込まれるが、

- ・システムの合理化等により、業務量の増加を抑制するとともに、
- ・社会保険事業としてのコア業務以外は、積極的に外部委託や非正規雇用の活用により、組織のスリム化・効率化を進める。

また、効果的な業務執行ができる拠点、人員配置を行う。

(2) 社会保険事業のコア業務

マネジメント業務・・収納率の向上、サービス改善、コスト削減等の業務改善、委託業務の管理など権利義務を具体的に確定するための業務・・年金の裁定審査、保険料の決定、手当金の給付審査など

「公」の名義で行うことが必要な業務・・強制徴収など

社会保険の高度な知識が必要な業務・・複雑な相談など

<業務の分野>

	政管健保	厚生年金	国民年金	コア業務（例）	非コア業務（例）
全体の業務管理				業務管理	
記録管理、システム				システム企画 等	ソフト開発、保守管理 等
適用（資格の得喪）				資格確定、立入調査 等	入力、確認業務 等
徴収				長期滞納者への対応 等	通常の戸別訪問、電話督促等
給付				給付の裁定 等	入力、確認業務 等
相談				複雑事案への対応 等	軽易な相談
保健事業				事業の企画立案	健診事業 等

（注）これらの業務のほか、医療保険制度全体を所管する厚生労働大臣から権限の委任を受けて、保険医療機関の指定、監督等の業務を行っている。